

令和 6 年 3 月 日

鹿児島県知事 殿

地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類

申請のあった自家用有償旅客運送については、下記のとおり地域公共交通会議等において、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、かつ、地域住民等の旅客輸送を確保するために必要であるとの協議が調ったので、その旨証明します。

記

1. 自家用有償旅客運送の種別

交通空白地有償運送

2. 地域公共交通会議等の名称及び対象市町村

(名 称) 喜界町地域公共交通会議

(対象市町村) 喜界町

3. 地域公共交通会議等にて協議が調った年月日

令和 6 年 3 月 日

4. 運送主体の名称、住所、代表者の氏名

認可地縁団体 コミュニティ喜界協議会

5. 調った協議の内容

(1) 路線又は運送の区域

(運送の区域) 喜界町内全域※

但し、自家用有償旅客運送の運行にあたっては、

- ① 町内で運営している一般乗用旅客自動車運送事業者の有限会社 日の出タクシー (以下、タクシー事業者) が運行していない時間帯 (25:00~8:00) における町内全域での運行
- ② タクシー事業者が運行する時間帯 (8:00~25:00) において、タクシー事業者からの運行指示に基づいて実施する町内における運行

(2) 旅客から收受する対価（対価の内容を添付すること）

最初の1 kmまで 400 円

以後、0.5 km増すごとに 50 円

待機料金は10分ごとに 300 円

早朝、深夜料金は一律 300 円

時間貸しは1時間ごとに 3500 円

(3) 運送しようとする旅客の範囲

喜界町地域公共交通会議で協議が調っている地域住民、来島者（町内の路線バス・タクシー事業者では対応困難な時間帯・地域からの移動又は対応困難な地域への移動を必要とする者に限る。）

6. その他特記事項

実施予定は、令和6年4月1日からとする。

令和6年3月 日

喜界町地域公共交通会議 会長 隈崎 悦男